

塩竈、再始動

新しいステップへ

これまでの市の動き

国内で感染者が確認されてから約5カ月半。本市も市民の皆さんに協力いただきながら感染拡大防止策を講じてきました。今までにない春から初夏となったこの期間中の市の動きを時系列で振り返ります。

2月4日	第1回塩竈市コロナ対策本部会議を開催	4月13日	市内小中学校の臨時休業を5月6日まで延長
28日	市内公共施設の3月末までの閉鎖と市内小中学校の臨時休業を決定	16日	全都道府県に緊急事態宣言が発令
29日	宮城県内で感染者を確認	5月4日	政府の緊急事態宣言5月31日までの延長を決定
3月11日	東日本大震災塩竈市追悼式を中止し、自由献花へ変更	14日	宮城県を含む39県で緊急事態宣言解除
4月6日	市内小中学校の臨時休業を4月19日まで延長	18日	市内公共施設を段階的、制限付きで再開
7日	7都道府県に緊急事態宣言が発令	25日	全都道府県の緊急事態宣言解除
		6月1日	市内小中学校再開



第1回新型コロナウイルス対策本部会議 (2月4日)



市役所窓口に飛沫防止フィルムを設置 (4月8日)

緊急事態宣言の解除を受け、市内の経済活動・市民活動が徐々に再開されつつあった5月と6月。感染防止対策と日々の生活を両立させていくという難しい課題に、市民の皆さんも向き合っており取り組んでいます。今月は「これまで」と「これから」の2つをキーワードに市内の動きを紹介します。

これからを歩む「まち」のこえ

これまでの日常から新しい生活、仕事の仕方へと変化を求められることになりました。新しいことへのチャレンジと安全と安心を少しずつでも取り戻すために働くお二人の方にお話を聞きました。



オンライン会議アプリケーションを活用した鮮魚販売会を開催

(5月21日)

初めての試みでも緊張しました。実際にやってみて、内だけでは足りないもつと外へ向けた販売の必要性を感じました。距離は離れていても、気持ちは近くで寄りそうまちの魚屋さんがあることを感じ、知ってもらえると嬉しいですね。

塩釜水産仲卸市場

宮内弘晶さん



再開を控え、ウイルスバスター隊が学校施設を消毒作業

(5月25日～6月30日)

私も小学生の孫がいます。学校が始まることを楽しみにしていますが、やはり安全面や健康が心配です。塩竈の子どもたちみんなが自分の孫のように感じています。子どもたちの安全を守るといふ使命感を持って作業にあたります。

塩釜シルバー人材センター

鎌田芳江さん



新型コロナウイルスへの対策「三つの支援パッケージ」

～市民の皆さんへ各種支援事業を実施しています～

新型コロナウイルスへの対策と市民の皆さんへの支援策として取り組んでいる「三つの支援パッケージ」について実施した事業と実施中の事業を中心にお知らせします。

① 今を暮らす人々への生活支援パッケージ

県外で頑張る学生応援事業(政策課)

本市出身で県外在住の学生へ、ふるさと塩竈を感じていただける支援品「栄養満点塩竈美味しいものパック」を申請のあった対象学生へ発送しました。

Let'sタク配事業(政策課)

5月30日から9月30日の間、市内飲食店とタクシー事業者が提携してのデリバリーサービスの配送料を補助して支援しています。

雇用支援事業(総務課)

新型コロナウイルスの影響による内定取り消しや職を失った方を支援するため市の会計年度任用職員として任用します。

Let'sタク配事業



▲表紙下段のQRコードから最新のショッピングリストが確認できます

② 未来を担う子どもたちへの学習・生活支援パッケージ

学校施設等感染拡大防止事業(教育総務課)

小中学校へ非接触型体温計、マスク、消毒液配備を行っています。

遠隔・オンライン学習の環境整備事業(学校教育課)

教師用のカメラ・マイク、児童生徒貸出用のwi-fiルーターなどの整備を行います。(国庫補助事業)

ママらくタクシー事業(健康推進課)

市内在住の妊産婦に、タクシー助成券を交付しました。(6月30日申請受付終了)

学校施設等感染拡大防止事業



▲各学校にサーマルカメラや非接触型体温計などを設置します

③ 地域経済を支える皆さんへの事業継続(経済回復)支援パッケージ

しおがま事業継続支援金支給事業(商工港湾課)

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の対象とならない減収事業者へ一律10万円の事業継続支援金を支給します。

地場産品地産地消推進事業(観光交流課)

地酒と地場産品を組み合わせた「しおがま晩酌セット」を割引販売する参加販売店へ補助金を交付します。(6/20～販売中)



▲しおがま晩酌セットを3,000セット限定で6/20から販売中

「Let's Buy!しおがま商品券(10割増商品券)」取扱事業者募集中! (8月上旬発行予定)

市内に店舗があり次に該当しない事業者が対象です。

- ・店舗面積が300㎡超の中・大規模小売店
- ・風俗営業などの規制および業務適正化などに關する法律第2条の適用を受けているもの(ただし、塩釜商工会議所および塩釜市商業協同組合の会員は除く)。
- ・業務の内容が公序良俗に反するもの。

◆受付期間 7月1日～7月14日まで【以後、随時】

◆受付会場

(1)塩釜市商業協同組合(海岸通5-6) 10:00～17:00

(2)塩釜商工会議所(港町1-6-20) 10:00～17:00

◆申込方法 通帳の写し(口座番号、口座名義人)と所定の申請用紙(上記受付会場で配布又は塩釜商工会議所ホームページからダウンロード)に必要事項を記入の上、受付会場に持参してください。

☎塩釜市商業協同組合 ☎367-9651、塩釜商工会議所 ☎367-5111